

福岡県公報

平成26年8月1日
第3616号

目次

告示 (第656号 - 第664号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○漁業共済の加入区の設定	(水産振興課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○第43回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	13
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	13

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活安全総務課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活安全総務課)	14
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全総務課)	14

正 誤

○救急病院の認定 (平成26年7月福岡県告示第614号) 中正誤	15
----------------------------------	----

告 示

福岡県告示第656号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

八女	県道	玉名線 八女	前	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山2511番1先まで	13.0 ～ 36.5	930.0
			後	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山363番1先まで	12.5 ～ 36.5	1466.0

福岡県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 穂波	前	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	6.6 ～ 79.0	4,978.6

福岡県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	口ノ原線 稲築	前	飯塚市有安459番1先から 飯塚市綱分761番19先まで	13.0 ～ 34.0	790.0
			後	飯塚市有安459番1先から 飯塚市綱分761番19先まで	12.5 ～ 34.0	790.0

福岡県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	久留米市諏訪野町2704番2先から 久留米市諏訪野町2720番5先まで

福岡県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	久留米市諏訪野町2773番6先から 久留米市諏訪野町2780番2先まで

福岡県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	西島筑邦線	久留米市安武町住吉795番先から 久留米市安武町住吉1070番2先まで

福岡県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	西島筑邦線	久留米市安武町住吉1114番1先から 久留米市安武町住吉1104番1先まで

福岡県告示第663号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第125条の3第1項第2号及び漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号。以下「令」という。）第18条の5第1項から第3項までの規定に基づき、法第125条の2に規定する養殖業に係る一定の区域（漁業共済の加入区）を定めたので、令第18条の5第4項において準用する令第7条第3項の規定により、次のように公示する。

漁業共済の加入区の設定（平成8年12月福岡県告示第2263号）は、廃止する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

漁業共済の加入区の名称	加入の区域	加入の区分
特定のり加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり姪浜加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり柄杓田加入区	豊前海北部漁業協同組合の地区のうち 旧柄杓田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり曾根加入区	曾根漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり蓑島加入区	蓑島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり宇島加入区	豊築漁業協同組合の地区のうち 旧宇島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり吉富加入区	吉富漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大川加入区	大川漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大野島加入区	大野島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり上新田加入区	上新田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり川口加入区	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業

特定のり浜武加入区	浜武漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり沖端加入区	沖端漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり両開加入区	両開漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり久間田加入区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり西宮永加入区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧西宮永漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり東宮永加入区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧東宮永漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり皿垣開加入区	皿垣開漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり有明加入区	有明漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり山門羽瀬加入区	山門羽瀬漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大和加入区	大和漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり中島加入区	中島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり高田加入区	高田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり三浦海苔生産加入区	三浦海苔生産漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり手鎌加入区	手鎌漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり三浦第一加入区	三浦第一漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり新大牟田加入区	新大牟田漁業協同組合の地区	のり養殖業

福岡県告示第664号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	128	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所内 嘉穂・鞍手食品衛生協会 会長 村岡 康隆	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所内ほか1か所	平成26年 6月23日

旧	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所内 嘉穂・鞍手食品衛生協会 会長 中野 善明	
---	---	--

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字常松284番8
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市大字常松339番6
社会福祉法人 さくら会
理事 西村 節子

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年7月3日
- 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人福岡県浄化槽水質検査協会

(2) 代表者の氏名

諫山 武美

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市堀池170番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、浄化槽の製造、設置工事、管理、清掃業務に携わってきた経験を基に、浄化槽に関する正しい知識の普及に努めると同時に、製造、管理、清掃技術の向上のための研究並びに適正な工事の促進を図ることによって、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人権ネットいづか

(2) 代表者の氏名

松本 建一

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市新飯塚24番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、部落の完全解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エム・ワイ・ピー

(2) 代表者の氏名

古賀 健

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市樟陽台二丁目14番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、天文普及・情報・文化の拠点である宗像ユリックスプラネタリウムにおいて、宗像市及びその周辺市民に対して、プラネタリウム番組に関する事業、プラネタリウム運營業務に関する事業、天文普及に関する事業を行い、豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人大川未来塾
- (2) 代表者の氏名
阿津坂 芳徳
- (3) 主たる事務所の所在地
大川市大字榎津325番地30
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、大川市とその周辺の住民に対して、主にまちづくりの推進を図る活動に関する事業を行い、明るく豊かな生活に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町高田字下田2538番2、2538番8から2538番10まで、2546番2、2551番1、2551番7、2554番1、2554番3、2554番4、2554番8、2554番14、2554番15、2554番18、2561番2、2561番3、2610番1、2610番2、2611番2及び2611番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
三潞郡大木町大字高橋518番地
株式会社 アスタラビスタ
代表取締役 松永 修

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市手光徳法師1170番5及び1170番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区水谷二丁目13番36-402号
鵜口 慶輔
鵜口 伊代

公告

第43回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験
 - (1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成26年10月10日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

- (1) 受験の申込方法
ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年

月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

ア 履歴書1部

イ 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成26年8月4日（月曜日）から同年9月12日（金曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成26年9月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成26年10月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営池の迫地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成26年8月1日から 平成26年8月29日まで	朝倉市役所

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察通信指令システム無停電電源装置蓄電池賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年8月20日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察通信指令システム無停電電源装置蓄電池賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年2月1日から平成34年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年9月10日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成26年8月1日(金)から平成26年9月9日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成26年9月10日(水)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成26年9月11日(木)午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract of batteries for the Constant Voltage Constant Frequency Regulating Apparatuses that are used in the Fukuoka Prefectural Police Communication and Command System.

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on September 10, 2014

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2237)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字前津字長ノ坪48番1、49番1、50番1、51番1、51番2、52番1、53番1及び54番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代1389 - 585

フジホーム 株式会社

代表取締役 大藤 秀夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字水生田846番2及び846番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町大字原上846 - 2

岩隈 恵一

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間水巻線 中間市蓮花寺二丁目	平成26年3月15日から 平成26年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間水巻線 中間市蓮花寺二丁目	平成26年3月15日から 平成26年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル数値撮影、数値地形図データ作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町大字別府地内	平成26年6月23日から 平成26年11月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中間市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（道路計画）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間市内一円	平成26年7月22日から 平成26年12月12日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成26年7月14日から 平成26年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成26年6月13日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市全域	平成26年6月10日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第211号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年8月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成26年9月23日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横

3.5センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第212号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成26年8月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年9月5日(金) 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成26年9月9日(火) 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成26年9月24日(水) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成26年9月25日(木) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第213号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成26年8月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年10月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成26年10月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成26年10月16日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

平成26年10月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名
----------------------------------	-----------------------------------	-----------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃

砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考
					上	下		
26・7・11	3610	告示	614	3		○		表中

病院の名称	所在地	有効期間
柳川病院	柳川市筑紫町29	平成26年5月1日から 平成29年4月30日まで
医療法人輝栄会福岡輝栄会病院	福岡市東区千早五丁目11-5	
中間市立病院	中間市蓮花寺3-1-7	
独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1-1	平成26年7月1日から 平成29年6月30日まで
朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	
遠賀中間医師会おんが病院	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2	
新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5	

正

